

葬祭費用補償保険普通保険約款

1. この保険の趣旨

第1条（この保険の趣旨）
この保険は、被保険者が保険期間中に病気または不慮の事故で死亡し、被保険者の葬儀にかかる費用を被保険者の法定相続人が負担した場合に、保険金額を限度として法定相続人が負担した葬祭費用の実費を保険金として支払うことを目的としています。

2. 用語の定義

第2条（用語の定義）
この約款において使用される主な用語の定義は次のとおりとします。
(1)弊社
この保険契約を引き受ける株式会社クローバー少額短期保険をいいます。
(2)保険証券
弊社が保険契約を承諾した場合に発行する証書であり、この保険契約の保険金額や保険期間など契約内容を記載した書面をいいます。
(3)更新完了通知書
更新手続が終了したことをお知らせする書面で、保険証券に代わるものとして交付する書面をいいます。
(4)保険証券等
保険証券および更新完了通知書をいいます。
(5)保険契約者
弊社と保険契約を結び、保険契約上の権利と義務を持つ人のことをいいます。
(6)被保険者
保険証券等に記載されたこの保険の対象となる人をいいます。この保険では責任開始日において、日本国内に居住し、かつ、弊社が定める年齢の範囲内で、保険契約者と同一人となります。
(7)責任開始日
弊社が保険契約の責任を開始する日をいいます。
(8)契約日
被保険者の満年齢等の計算の基準日となる日で、責任開始日と同じ日になります。
(9)保険期間
弊社が保険契約による補償の責任を負う期間をいいます。保険期間は保険証券等に記載されています。
(10)払込期月
保険料を払い込むべき期間をいい、この保険では毎月の1日から末日までの期間をいいます。
(11)払込猶予期間
保険料の払込期月に払い込むべき保険料を払込期月までに支払わない場合に、ただちに保険契約の効力を失わせることなく保険料の払込を猶予する期間をいい、この保険では払込期月の翌月1日から末日までの期間をいいます。
(12)失効
払込猶予期間を過ぎても保険料が払い込まれなかった場合に、保険契約の効力が失われることをいいます。
(13)告知義務
保険契約者（被保険者）が保険契約の申込などの際に、被保険者の健康状態や就業状況、過去の入院歴など、弊社がお訊ねすることからについて、事実をありのままに告げる義務のことをいいます。

(14)告知義務違反
保険契約者（被保険者）が事実を告げなかったか、違うことを告げることをいいます。告知義務違反があった場合は、保険契約を解除することがあり、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いできなくなることがあります。
(15)不慮の事故
急激かつ偶然な外来の事故をいい、この保険では別表1に記載されている不慮の事故をいいます。この場合、急激かつ偶然とは、事故の発生から身体障害の発生までに時間的間隔がなく、事故の発生が被保険者に予知できないことをいいます。また、外来とは、身体障害の原因が外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。
(16)更新
保険期間の終了に際し、保険契約を継続することをいいます。この場合、被保険者の年齢により保険料が変更になることがあります。

3. 責任開始日、保険証券

第3条（責任開始日および保険期間）
1 弊社は、保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に承諾通知書を送付し、この承諾通知書を発した時に保険契約は成立するものとし、保険契約の成立日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を開始します。
2 前項に定める弊社が保険契約上の責任を開始する日（以下、「責任開始日」といいます。）を契約日とし、被保険者の満年齢等の計算の基準日となります。
3 保険期間は、契約日から起算して1年間とします。

第4条（保険証券に記載する事項）
第2条（用語の定義）第2号に規定する保険証券には、次の各号の事項を記載します。
(1)保険証券番号
(2)保険契約の種類
(3)責任開始日
(4)保険期間
(5)保険契約者（被保険者）の氏名、生年月日、年齢、性別、住所

(6)補償内容および保険金額（限度額）表
(7)保険料
(8)保険料の払込方法
(9)保険証券の作成地、作成年月日
(10)保険会社名

4. 保険金の支払

第5条（保険金を支払う場合）
1 この保険契約の葬祭費用補償保険金（以下、「保険金」といいます。）を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

種類	支払事由	支払額
葬祭費用補償保険金	被保険者が責任開始日以後、この保険契約の保険期間中に病気または不慮の事故で死亡し、被保険者の法定相続人が被保険者の葬祭費用を負担したとき。	被保険者の法定相続人が負担した葬祭費用の実額を、保険証券記載の保険金額を限度に支払う。ただし、待機期間（注1）中に被保険者が病気により死亡した場合には、既払込保険料相当額（注2）を限度に被保険者の法定相続人が負担した葬祭費用の実額を保険金として支払う。

（注1）初年度契約の責任開始日から6ヵ月間をいいます。
（注2）被保険者が死亡した時点において、保険契約者が既に会社に払い込んだ保険料の合計額をいいます。
2 前項に規定する保険金の支払事由が生じた場合、この保険契約は保険金の支払事由が生じた日に消滅します。この場合、保険金の支払事由が生じた日の属する月の翌月以降の保険料が払い込まれていたときは、保険契約者にその保険料を全額返還します。

第6条（保険金を支払わない場合）
弊社は、つぎのいずれかの事由により被保険者が死亡した場合には、保険金を支払いません。なお、この場合、この保険契約は消滅します。
(1)被保険者の法定相続人の故意または重大な過失
(2)被保険者の犯罪行為
(3)被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
(4)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
(5)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）
この保険契約と支払事由を同じくする他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が被保険者の法定相続人が実際に負担した葬祭費用の額を超えるときは、弊社は、次の各号に定める金額を保険金として支払います。
(1)他の保険契約から保険金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額とします。
(2)他の保険契約から保険金が支払われた場合は、葬祭費用の額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額とします。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

5. 保険金の請求、支払時期および支払場所

第8条（保険金の請求、支払時期および支払場所）
1 被保険者の法定相続人が保険金を請求する場合、別表2-【I】に定める必要書類を弊社に提出することを要します。
2 弊社は、保険金の支払について特必要と認めた場合に限り、前項に定める必要書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3 弊社は、保険金の請求書類が弊社に到着した日（以下、「請求日」といいます。）の翌日から起算して5営業日以内に、弊社の本社または弊社の指定した場所での保険金を支払います。ただし、必要書類に不備があった場合は、完備した日から起算します。
4 弊社は、保険金の支払のために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までには弊社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合、前項の規定にかかわらず、弊社が保険金を支払うべき期限は、請求日の翌日から起算して45日以内とします。
(1)保険金の支払事由の発生の有無
(2)保険金支払の免責事由に該当する事実の有無
(3)告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に該当する場合には告知義務違反に至った原因
(4)詐欺による取消、不法取得目的による無効または重大事由による解除に該当する可能性がある場合、前2号および前3号に定める事項または保険契約者（被保険者）もしくは被保険者の法定相続人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
(5)保険金の支払額を算出するための確認に必要な事項として、保険金の支払対象となる葬祭費用の額
(6)他の保険契約の有無および他の保険契約による保険金支払の有無
5 前項の確認をするために、次の各号に掲げる特別な照会や調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、弊社が保険金を支払うべき期限は、請求日からその日を含めて180日（各号のうち複数に該当する場合であっても

180日）以内とします。
(1)前項第1号から第4号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会
(2)前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者（被保険者）または被保険者の法定相続人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
(3)前項各号に定める事項についての日本国外における確認
6 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、被保険者の法定相続人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、弊社は、これにより保険金の支払いが遅延した期間について、遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
7 第4項および第5項の場合には、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、弊社は、保険金を請求した者に通知します。
8 第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、すみやかに保険金受取人に支払が遅れる旨を通知し、弊社は、その期日の翌日から法定利率で計算した遅延利息と保険金を合わせて支払います。

6. 保険料の払込

第9条（保険料の払込および払込方法）
1 保険料は月払とします。
2 保険料は、毎月の1日から末日までを払込期月とし、弊社の指定する日（以下、「振替日」といいます。）に口座振替により払い込むものとします。この場合、つぎの条件を満たす必要があります。
(1)保険契約者の指定する預金口座（以下、「指定口座」といいます。）が弊社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関（以下、「提携金融機関」といいます。）にあること
(2)保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から弊社の預金口座へ保険料の口座振替を委託していること
3 保険料の払込について、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日に口座振替を行います。
4 保険料の口座振替が行われた場合は、振替日に保険料が払い込まれたものとします。
5 保険契約者は、振替日の前日までに指定口座に保険料相当額を預入することを要します。

第10条（保険料の払込方法の変更）
1 保険契約者は、指定口座を他の預金口座に変更することができます。この場合、変更後の預金口座の振替日の60日前までに弊社に申し出ることを要します。
2 弊社は、弊社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、変更後の振替日の60日前までに保険契約者に通知します。

7. 払込猶予期間および保険契約の失効

第11条（払込猶予期間および保険契約の失効）
1 新契約の第1回保険料が振替できなかった場合、保険契約は払込期月の翌月1日に失効します。
2 第2回以降の保険料および更新契約の保険料払込については、払込期月の翌月1日から末日までの間、保険料の払込を猶予する期間（以下、「払込猶予期間」といいます。）があります。
3 弊社は、払込猶予期間中において前月分月払保険料と当月分月払保険料を合算せずに個別に振替を行います。この結果、前月分月払保険料が振替できれば保険契約は継続します。
4 前項の定めにかかわらず前月分の保険料が振替できなかった場合、保険契約者は、保険料を第2項に定める払込猶予期間の満了日までに弊社の預金口座に払い込むかまたは弊社の本社もしくは代理店に持参して払い込むことを要します。
5 払込猶予期間の満了日までに保険料が払い込まれなかった場合、この保険契約は、当該払込猶予期間の満了日の翌日から失効します。
6 弊社は、この保険契約が失効した場合には、すみやかに保険契約者に失効した旨を通知します。
7 弊社は、この保険契約の払込猶予期間満了日の翌月1日以降に保険料が払い込まれた場合には、保険契約者に保険料を全額返還するものとします。また、払込猶予期間満了日の翌月1日以降に保険料の払い込みがあった場合でも保険金は支払いません。
8 この保険契約には保険契約の復活はありません。この保険契約の失効後に保険契約の再開を希望する場合には、新たに保険契約の申込が必要となります。

第12条（払込猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合）
弊社は、払込猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合には、当該払込猶予期間中に相当する保険料が払い込まれるまで保険金を支払いません。ただし、被保険者の法定相続人から申し出があった場合は、保険金から当該払込猶予期間中に相当する保険料を差し引いて支払うことができます。

8. 保険契約の更新

第13条（保険契約の更新）
1 この保険契約の保険期間が満了する場合、会社は保険期間満了日の60日前までに保険契約者に更新に関する案内を送付します。この場合、保険期間満了日の前日までに保険契約者から更新しない旨の申し出がなかったときは、

葬祭費用補償保険普通保険約款

更新に同意したもとして保険契約を継続します。ただし、更新日における被保険者の満年齢が弊社の定める範囲を超える場合には、更新できません。
2 この保険契約を更新する際に、更新前の保険期間満了日の属する月の月払保険料を払い込まなかったことなどによりこの保険契約が失効した場合は、更新されなかったものとします。この場合、保険契約者にすみやかに更新取消通知書を送付します。
3 この保険契約を更新した場合は、保険期間満了日の翌日から保険契約上の責任を開始します。この場合、保険期間満了日の翌日を更新日とし、保険料は更新日における被保険者の満年齢により計算します。
4 この保険契約を更新した場合は、更新日からその日を含めて10営業日以内に保険契約者に更新完了通知書を送付し、保険証券と併せて新たな保険証券の代わりとします。
5 保険契約者から更新しない旨の申出があった場合は、保険期間満了日の翌日からこの保険契約は消滅し、保険期間満了日を含めて10営業日以内に保険契約者に保険契約終了通知書を送付します。
6 第5条（保険金を支払う場合）、および第18条（告知義務違反により保険契約を解除できない場合）第1項第4号の適用に際しては、更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
7 弊社は、更新の際に保険金の支払事由の著しい増加によって保険料の算定基礎に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。この場合、弊社の定めるところにより、更新日の60日前までに保険契約者に更新内容を変更する旨を通知します。
8 弊社は、この保険商品が不採算となり収支の改善が見込めない場合には、更新を引き受けないことがあります。この場合、弊社の定めるところにより、更新日の60日前までに保険契約者に更新後の保険契約を引き受けない旨を通知します。

9. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第14条（詐欺による取消）
保険契約者（被保険者）の詐欺により保険契約を締結したときは、弊社は保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第15条（不法取得目的による無効）
保険契約者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

10. 告知義務および告知義務違反による解除

第16条（告知義務）
この保険契約の締結の際に、保険契約者（被保険者）は、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち弊社が書面で質問した事項について、その書面により告知することを要します。

第17条（告知義務違反による解除）
1 弊社は、保険契約者（被保険者）が第16条（告知義務）に定める告知の際に、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。また、弊社は、保険金の支払事由が発生した後でも解除することができます。
2 弊社は、解除の原因となった事実を知った場合、すみやかに保険契約者に対して解除事由を記載した書面をもって通知し、保険契約者に書面が到着した日を解除日とします。ただし、保険契約者の住所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、被保険者の法定相続人に解除の通知を行います。
3 弊社は、第1項の定めによりこの保険契約を解除する場合は、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
4 前項の定めにかかわらず、保険契約者（被保険者）または被保険者の法定相続人が保険金の支払事由と保険契約の解除の原因に因果関係がないことを証明したときは、保険金を支払います。
5 弊社は、第1項の定めによりこの保険契約を解除した場合には、すでに払い込まれた保険料を返還しません。ただし、解除日の属する月の翌月以降の保険料が払い込まれているときには、保険契約者に保険料を全額返還します。

第18条（告知義務違反により保険契約を解除できない場合）
1 弊社は、つぎのいずれかに該当した場合には、前条（告知義務違反による解除）の定めによる保険契約の解除をすることができまません。
(1)弊社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかった場合
(2)保険媒介者である少額短期保険募集人が、保険契約者（被保険者）が第16条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき、もしくは保険契約者（被保険者）に告知義務違反を勧め、その結果告知義務違反が行われた場合
(3)弊社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1ヵ月が経過した場合
(4)保険契約が初年度契約の責任開始日から起算して2年を超えて有効に存続した場合。ただし、初年度契約の責任開始日から起算して2年以内に、解除の原因となる事実により保険金の支払事由が生じた場合を除きます。
2 前項第2号の場合において、保険媒介者の行為がなかったとしても、告知義務違反があったと認められるときには、弊社は、前条（告知義務違反による解除）の定めによる保険契約の解除を行うことができます。

